

令和8年度広島県児童生徒学習意識等調査等に係る集計等 委託業務仕様書

1 目的

県教育委員会が実施する広島県児童生徒学習意識等調査及び文部科学省が実施する全国学力・学習状況調査の結果を集計し、結果を可視化することで、県内の成果や課題を明確にし、指導内容や指導方法の改善・工夫に活用するため。

2 委託期間

契約日～令和8年11月30日（月）

3 各調査の概要

(1) 広島県児童生徒学習意識等調査

ア 実施者

広島県教育委員会事務局学びの变革推進部義務教育指導課

イ 調査の目的

児童生徒の生活や学習に関する意識や実態及び各学校における教科指導等の実態を把握することで、児童生徒の学習等の状況を明らかにし、県の教育行政施策に生かす。

ウ 調査の実施予定日

令和8年6月9日（火）～19日（金）

※ この期間内に、各学校が日程を決めて実施する。

エ 調査の内容

(ア) 県内の公立小・中学校等の児童生徒を対象とした生活と学習に関する意識・実態についての児童生徒質問調査

(イ) 県内の公立小・中学校等を対象とした指導方法についての学校質問調査

オ 調査対象者（予定）

(ア) 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部 第5学年（約22,000名）

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校及び特別支援学校中学部 第2学年（約22,000名）

(イ) 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部（447校）

中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校及び特別支援学校中学部（239校）

カ 調査項目数

令和7年度調査と同程度を予定

【参考】令和7年度調査項目数

質問調査		調査項目数
児童生徒質問調査	小学校（小学部）第5学年	71
	中学校（中学部）第2学年	71
学校質問調査	小学校（小学部）	49
	中学校（中学部）	47

※ 調査項目の作成は県教育委員会が行う。

※ 調査項目は複数の選択肢から一つの回答を選択する選択式を基本とし、その一部を記述式とする。

※ 令和7年度の調査項目については、県教育委員会 HP「令和7年度広島県児童生徒学習意識等調査 調査結果」を参照。

（掲載 URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/r07-ishiki-tyousakekka.html>）

(2) 全国学力・学習状況調査

ア 実施者

文部科学省

イ 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

ウ 調査の実施予定日

令和8年4月23日（木）

エ 調査の内容

- (ア) 県内の公立小学校等の第6学年を対象とした国語・算数の学力調査及び児童質問調査
- (イ) 県内の公立中学校等の第3学年を対象とした国語・数学・英語の学力調査及び生徒質問調査
- (ウ) 県内の公立小・中学校等を対象とした学校質問調査

オ 調査対象者（予定）

- (ア) 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部 第6学年（約23,000名）
- (イ) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校及び特別支援学校中学部 第3学年（約22,000名）
- (ウ) 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部（447校）
中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校及び特別支援学校中学部（239校）

カ 調査項目数

【参考】令和7年度調査の項目数 ※英語は令和5年度の項目数
(令和8年度学力調査は国語、算数・数学、英語の実施)

全国学力・学習状況調査		国語	算数・ 数学	英語	質問調査	合計
学力調査及び 児童生徒質問調査	小学校（小学部）第6学年	14	16	—	80	127
	中学校（中学部）第3学年	14	15	17	88	139
学校質問調査	小学校（小学部）	—	—	—	91	91
	中学校（中学部）	—	—	—	91	91

4 業務委託内容

(1) 広島県児童生徒学習意識等調査

受託者は、Google Forms を活用して、次のア～ウのとおり調査・集計等をエの期日までに実施すること。

ア Google Forms を活用した調査の実施

(ア) ID等の管理・運用及び調査用フォームの作成・配付

- ・ 受託者は各児童生徒の個人の調査結果を特定するため、ID等を割り当て、回答結果を把握できるフォームを作成すること。また、ID等の管理表を作成し、適切に管理すること。
- ・ 各学校においてID等を把握、管理できるように、学校別のフォームを作成し、学校内においては、組、番号によって児童生徒の回答を管理できるようにすること。
- ・ 児童生徒や学校（教員）等がフォームを使用して正確に回答できるよう、児童生徒用及び調査用フォーム管理者（学校及び市町教育委員会）用の説明書（マニュアル）等を作成すること。（作成した説明書（マニュアル）は、義務教育指導課に納入すること。）
- ・ 操作方法等の説明動画（オンデマンド配信）を義務教育指導課と共同で撮影すること。（例年、受託者説明パートは30分程度、編集不要）
- ・ 児童生徒や学校（教員）が、一人1台端末等を利用して個別に回答することを想定して、項目に対し回答できるようにフォームを作成すること。

- ・ 調査用フォーム管理者（学校及び市町教育委員会）が、児童生徒及び学校の回答状況を確認し、入力ミス等を修正できるように設計すること。
- ・ 調査用フォームの具体的仕様については、設計時において受託者と義務教育指導課の協議により決定し、適正に稼働するかどうか、必要な手立てを講じること。
- ・ 調査用フォーム（ひな型）の設計完了後、義務教育指導課の確認を受け、学校別の調査用フォームを作成して、全ての学校が運用可能な状態にすること。
- ・ 受託者が、学校別調査用フォームの URL を各学校に電子メールで配付すること。
- ・ 学校別調査用フォームを各学校に送付する際のメールアドレス及び、各学校が児童生徒及び学校の回答状況を確認・整理する際の Google アカウントについては、Google Forms を活用した事前調査により収集すること。

(イ) サポート

- ・ 調査用フォームの不具合等について、早急に対処すること。
- ・ 各学校及び各市町教育委員会からの調査用フォームに関する問合せに対応すること。
- ・ その他、調査の円滑な実施のため、調査用フォーム等について必要なサポートを行うこと。

イ 調査結果の回収・管理

調査結果の回収後速やかに、児童生徒及び学校（教員）が回答したローデータを、分析可能なファイル形式(Excel 等の形式)にして、義務教育指導課に納入すること。

※ 回収した児童生徒及び学校（教員）の回答の中に、重複データや未回答の項目がないか等の確認を行うこと。

※ ローデータは、事業完了後、受託者によりデータの取り出しが不可能となるようにし、返却もしくは廃棄すること。廃棄の場合は、廃棄終了後、県教育委員会に廃棄証明書を提出すること。

ウ 集計

各学校のデータを基に、次の(7)～(イ)の集計を行い、順次 Excel 等の形式で納入する。また、調査用フォーム及び調査結果集計を事業完了報告書（別紙様式）とともにCD等に記録して義務教育指導課納入すること。

(7) 学校別集計

(イ) 市町別、教育事務所等別集計

(ウ) 速報の概要に係る各種集計（校種別各2種:計4種）

(エ) 指定校事業別集計等（60種程度）

※ (ウ)については、県教育委員会 HP「令和7年度広島県児童生徒学習意識等調査 調査結果」を参照。
 (掲載 URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/r07-ishiki-tyousakekka.html>)

エ 各業務の期日一覧（予定）

内容		期日	
1	調査用フォーム等作成	マニュアル作成	令和8年4月下旬
		フォーム（ひな型）設計完了	令和8年5月上旬
		学校別フォーム 運用可能	令和8年5月下旬
		各学校へURL配付	令和8年6月上旬
2	調査結果の回収	ローデータ納入	令和8年7月上旬
3	集計 (7)～(ウ)	Excel 等の形式で納入	令和8年7月中旬までに順次
		CD等で記録して納入	令和8年10月30日（金）
4	集計 (エ)	Excel 等の形式で納入	令和8年8月下旬までに順次
		CD等で記録して納入	令和8年10月30日（金）

(2) 全国学力・学習状況調査

ア 一覧表の作成

文部科学省から送付された調査集計結果データ（Excel の形式）を使用して、学校別、教科別、領域別、設問別の一覧表にする。

イ 集計

調査結果について、**指定校事業別集計等（20 種程度）**の集計を行い、令和8年8月下旬までに、順次 Excel 等の形式で納入する。また、分析結果等を事業完了報告書（別紙様式）とともに令和8年10月30日（金）までにCD等に記録して義務教育指導課に納入すること。

ウ ローデータの管理

一覧表に使用したローデータは、事業完了後、受託者によりデータの取り出しが不可能となるようにし、返却もしくは廃棄する。廃棄の場合は、廃棄が終了したら、県教育委員会に廃棄証明書を提出する。

5 その他

業務の遂行において疑義が生じた場合は、義務教育指導課と協議の上、その指示に従って対処すること。